

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	厚木市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 独自利用事務の対象者	市内に住所を有する子どもを養育している者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年10月5日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	20
10. 保護評価書の名称	子どもの医療費の助成に関する事務
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%8E%9A%E6%9C%A8%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=27&amp;opn_date_from_month=1&amp;opn_date_from_day=1&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=99&amp;opn_date_to_month=12&amp;opn_date_to_day=31&amp;count=100&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%8E%9A%E6%9C%A8%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=27&amp;opn_date_from_month=1&amp;opn_date_from_day=1&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=99&amp;opn_date_to_month=12&amp;opn_date_to_day=31&amp;count=100&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>
12. 委任関係	

執行機関名 厚木市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表の8 厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)第1条、第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、(児童を養育している者)に児童手当を支給することにより、(家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する)ことを目的とする。	第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、(市内に住所を有する子どもを養育している者)であって、その養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により(医療に関する給付が行われる)ものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)